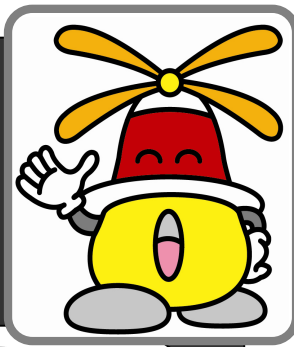


新南陽
商工会議所
の要望が
実現！

マル経融資のご案内

(小規模事業者経営改善資金融資制度)



融資限度額
1,500万

無担保

無保証

※平成24年3月31日迄のご融資で運転資金に限り、周南市から1%を限度として利子補給されます！

0.925%
実質年利

= 1.85% - 0.925%

(H23.5.24
現在の金利)

(周南市からの
補助)

返済期間	融資対象・条件等
運転資金 7年以内 (措置期間1年)	・常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の法人・個人事業主の方 ・商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6ヶ月以上(会計整備の状況等に応じて経営指導員の判断により短縮できる場合があります)受けている方 ・所得税、法人税、事業税又は都道府県民税若しくは市長村民税(均等割を含む)について、納期限の到来している当該義務納税額(延納又は納税猶予に係る税額を除く)を完納している方 ・同一地区(原則)で最近1年以上事業を行っている方 ・商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
設備資金 10年以内 (措置期間2年)	

- ※ 審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。
- ※ 利率は金融情勢によって変動致しますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合がございます。

《お問い合わせ先》 新南陽商工会議所 ☎63-3315

FAX送付状 <FAX: 63-8397>

マル経融資制度(次のいずれかに○印をつけてください)

1. 利用したい
2. 詳しい説明を受けたい

事業所名		氏名	
所在地			
☎		FAX	

※ご記入いただいた内容は、マル経融資制度の利用・申請以外の目的には、使用いたしません。